

## 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して保険税の免除を行う」とされたことに基づき、二宮町においても令和元年度分に遡り国民健康保険税の減免を行うために、国民健康保険税条例の改正を行うものです。

今回の減免の取扱について、内容についてご説明いたします。お手元の資料「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免」をご覧ください。

まず減免対象1は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯で、保険税が全額減免となります。

対象2は、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯で、減免対象保険税額に前年の合計所得金額による減免割合を乗じた金額が減免となります。

なお、減免した金額については全額国庫補助の対象となります。

次に減免の適用期間については、令和元年度及び令和2年度の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものになります。なお、減免対象期間中にすでに徴収した保険税がある場合は、遡って減免することになるため、減免を決定した場合には差額保険税の還付等により対応いたします。

最後に今後のスケジュールですが、6月中旬に発送する令和2年度の納税通知書に今回の減免の有無にかかわらず「納付が困難な方はご相談ください」という旨のお知らせを同封しており、通知書発送日にあわせて、減免の案内についてはHPにも掲載し、申請受付を開始いたします。

説明は以上です。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免

## 対象

- 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯（※事業収入等とは、事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入。）

## 要件

※次の①～③の全てに該当する世帯。ただし、上記「2」の対象に限る。

- ①主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少している場合
- ②主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下であること

## 減免額

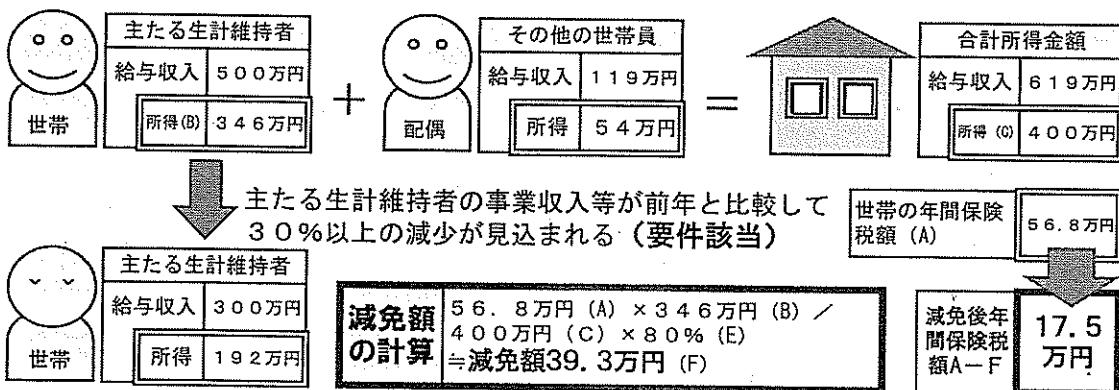
○対象「1」の場合は全額、対象「2」の場合は次による。

世帯の年間保険税額 (A)	×	減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年所得 (B)	/	世帯全員の前年の合計所得金額 (C)	=	減免対象保険税額
---------------	---	---------------------------------------	---	--------------------	---	----------

×	前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1000万円以下
	減免の割合 (E)	100%	80%	60%	40%	20%

参考事例 夫婦と子2人の4人世帯で前年の総所得金額等の合計が400万円（要件②該当）



## 適用

○令和2年2月以降の納期分から令和2年度末までの国民健康保険税に適用